

津幡町組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第13号

津幡町組織規則の一部を改正する規則

津幡町組織規則（平成15年津幡町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「副主幹」の次に「、専門員」を加え、同条第3項中「及び専門員」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。